

年金制度研修会



日本年金機構

Japan Pension Service

説明会のテーマは3つ

- 1. 被保険者の加入基準**
- 2. 被扶養者の認定基準**
- 3. 標準報酬月額**

1. 被保険者の加入基準

適用事業所と被保険者

●適用事業所

健康保険（協会けんぽ）及び厚生年金保険では、会社（事業所）単位で適用事業所となり、法人事業所（事業主のみの場合を含む）と常時5人以上の従業員がいる個人事業所は制度に加入します。

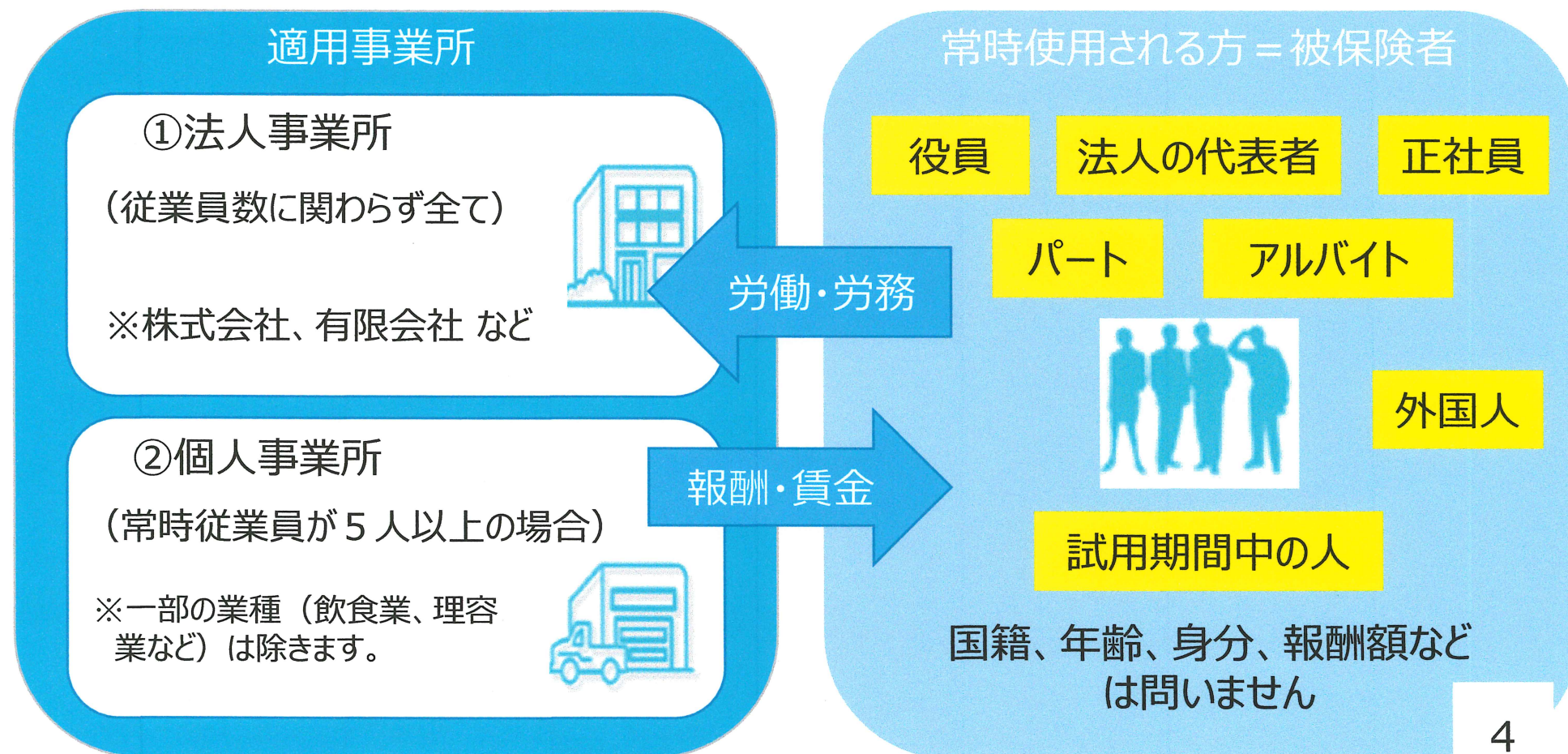
●被保険者

適用事業所に常時使用される人は、国籍や性別、賃金の額等に関係なく、すべて被保険者となります。

（原則として、70歳以上の人健康保険のみの加入となります。）

【加入要件】

お勤め先が次の①または②の事業所に該当し、そこで常時使用される方は、厚生年金保険・健康保険に加入することになります。

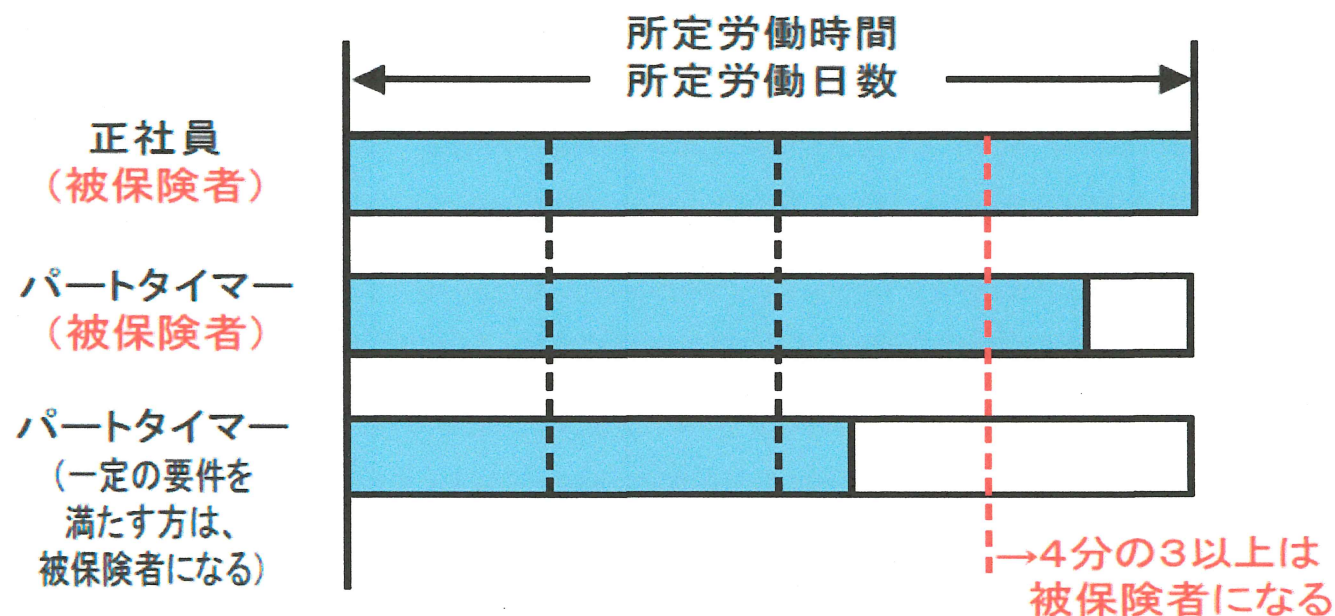


●厚生年金保険・健康保険の加入要件

正社員や法人の代表者、役員等は被保険者になります。

パートタイマー・アルバイト等でも、1週間の所定労働時間および1か月の所定労働日数が同じ事業所で同様の業務に従事している正社員の4分の3以上である方は、被保険者になります。

また、正社員の4分の3未満であっても、週の所定労働時間が20時間以上など一定の要件を満たす方は、被保険者になります。



●演習問題 1

次のパートタイマーの方は、被保険者となるでしょうか。

株式会社○△工業 正社員の1週間の所定労働時間
8時間×5日勤務=40時間 (※所定労働日数20日/月)

パートタイマーAさん 労働日数は正社員と同じ20日/月
1週間の所定労働時間 : 6時間×5日勤務=30時間

→被保険者となります

パートタイマーBさん 労働日数は正社員と同じ20日/月
1週間の所定労働時間 : 5時間×5日勤務=25時間

→被保険者となりません

パートタイマーCさん 労働日数は12日/月
1週間の所定労働時間 : 8時間×3日勤務=24時間

→被保険者となりません

● 4分の3未満でも被保険者となる場合

正社員の所定労働時間および所定労働日数の4分の3未満であっても、下記の要件を全て満たす方は、被保険者になります。

1. 週の所定労働時間が20時間以上であること
2. 所定内賃金が月額8.8万円以上であること
3. 学生でないこと
4. 特定適用事業所に勤めていること

※特定適用事業所とは、被保険者が常時50人を超える企業です。

●試用期間中の従業員

入社後、従業員としての適格性をみるため、就業規則で一定期間の試用期間を定めている事業所があります。

この期間は、健康保険法、厚生年金保険法で規定している「臨時の雇用期間」には、該当しないため、たとえこの期間が1か月でも被保険者の要件を満たしている場合は、加入手続きを行わなければなりません。

2. 被扶養者の認定基準

（被扶養者の認定基準）

（１）被扶養者の範囲（親族関係と同居条件）

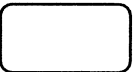
（２）収入条件

（３）国内居住要件

●被扶養者の範囲（親族関係と同居条件）

①被保険者と同居していることが条件でない人（次図  で表示）

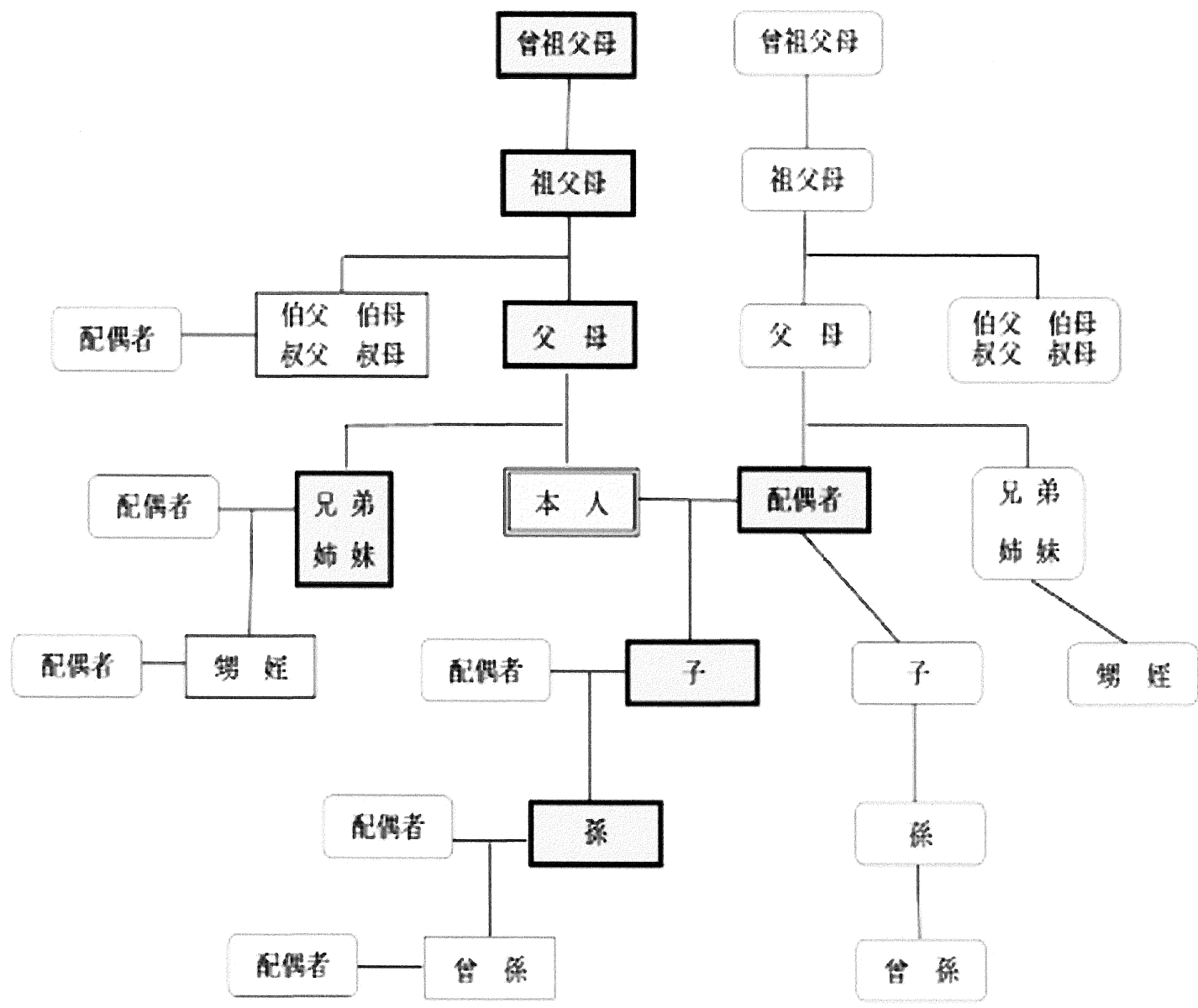
- ・配偶者（内縁を含む）・子・孫および兄弟姉妹・父母・祖父母など直系尊属

②被保険者と同居していることが条件の人（次図  で表示）

- ・伯叔父母、甥姪とその配偶者など、①以外の3親等内の親族
- ・内縁関係の配偶者の父母及び子（その配偶者の死後、引き続き同居する場合を含む）

※内縁・・・届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあること。

三親等以内の親族図



●収入条件（収入があっても被扶養者になれますか）

収入がある場合は、次の基準をもとに判断することになります

① 年間収入が130万円未満※であること

認定対象者の年間収入が130万円未満で、かつ被保険者の年間収入の半分未満であれば、原則として被扶養者になれます。また、認定対象者の年間収入が被保険者の半分以上であっても、130万円未満である場合は、被保険者の収入によって生計を維持していると認められると、被扶養者になることができます。

② 別居の場合は仕送額で判断

認定対象者が被保険者と別居している場合には、年間収入が130万円未満※で、かつ被保険者からの仕送り額より少ないときに被扶養者になることができます。

③ 60歳以上は180万円未満

認定対象者が60歳以上、または障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合には、年間収入の認定基準が「180万円未満」となります。

※扶養認定日が令和7年10月1日以降の認定対象者（被保険者の配偶者を除く。）が19歳以上23歳未満の場合は150万円未満。

演習問題2

株式会社○△工業の被保険者Dさんの妻は、今月末で退職することとなりました。

Dさんの妻は、退職後に雇用保険から失業給付を受給しますが、被扶養者になれるでしょうか？

→失業給付金は、収入となるため、年間収入が130万以上とみなされる場合は、被扶養者になれません。

○年間130万円とみなされる場合

$130\text{万円} \div 360\text{日} = 3,611.11\text{円}$ （1年を360日で計算）

失業給付金の日額が3,612円以上の場合、失業給付金を受給している期間については、年間収入130万円を超える期間とみなします。

【被扶養者になれる期間】

①失業給付金の日額が、3,612円以上の場合

失業給付の受給	勤務期間	待機期間	受給期間	受給終了後
被扶養者の認定		可	否	可
国民年金の加入	第2号被保険者	第3号被保険者	第1号被保険者	第3号被保険者

▲離職

②失業給付金の日額が、3,611円以下の場合

失業給付の受給	勤務期間	待機期間	受給期間	受給終了後
被扶養者の認定		可	可	可
国民年金の加入	第2号被保険者	第3号被保険者	第3号被保険者	第3号被保険者

▲離職

●国内居住要件

令和2年4月1日から、被扶養者となるための要件に、国内居住要件が追加されました。

※国内居住要件とは・・・

日本国内に住所を有していること（住民票があること）

ただし、以下の例に該当する場合は、国内居住要件の例外として被扶養者となることができます。

- ①外国において留学する学生
- ②外国に赴任する被保険者に同行する者
- ③観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
- ④被保険者が海外に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、②に掲げる者と同等と認められる者
- ⑤その他（①～④以外で、渡航目的その他の事業を考慮し、日本国内に生活の基礎があると認められるもの）

例：現地採用された被保険者の現地の家族（配偶者、子）

3. 標準報酬月額

(標準報酬月額決定)

①標準報酬月額とは

②定時決定（算定基礎届）

③随時改定（月額変更届）

● 標準報酬月額とは

厚生年金保険では、被保険者が受け取る給与（基本給のほか残業手当や通勤手当などを含めた税引き前の給与）を一定の幅で区分した報酬月額に当てはめて決定した標準報酬月額を、保険料や年金額の計算に用います。

※現在の標準報酬月額は、1等級（8万8千円）から32等級（65万円）までの32等級に分かれています。

○報酬

厚生年金保険で標準報酬月額の対象となる報酬は、基本給のほか、能率給、奨励給、役付手当、職階手当、特別勤務手当、勤務地手当、物価手当、日直手当、宿直手当、家族手当、休職手当、通勤手当、住宅手当、別居手当、早出残業手当、継続支給する見舞金等、事業所から現金又は現物で支給されるものを指します。

なお、年4回以上支給される賞与についても標準報酬月額の対象となる報酬に含まれます。

● 定時決定（算定基礎届）

被保険者の実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、事業主は、7月1日現在で使用している全被保険者の3か月間（4～6月）の報酬月額を算定基礎届により届出し、この届出内容に基づき毎年1回、標準報酬月額を決定し直します。これを定時決定といいます。

決定し直された標準報酬月額は、9月から翌年8月までの各月に適用されます。

● 随時改定（月額変更届）

被保険者の報酬が、昇（降）給等の固定的賃金の変動に伴って大幅に変わったときは、定時決定を待たずに標準報酬月額を改定します。これを随時改定といいます。

随時改定は、次の3つの条件を全て満たす場合に行います。

3つの条件

- (1) 昇給又は降給等により固定的賃金に変動があった。
- (2) 変動月からの3か月間に支給された報酬（残業手当等の非固定的賃金を含む）の平均月額に該当する標準報酬月額とこれまでの標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じた。
- (3) 3か月とも支払基礎日数が17日（特定適用事業所に勤務する短時間労働者は11日）以上である。

● 固定的賃金とは？

随時改定の条件には、固定的賃金に変動があることが必要です。

固定的賃金とは、支給額や支給率が決まっているものをいいますが、その変動には、次のような場合が考えられます。

- (ア) 昇給（ベースアップ）、降給（ベースダウン）
- (イ) 給与体系の変更（日給から月給への変更等）
- (ウ) 日給や時間給の基礎単価（日当、単価）の変更
- (エ) 請負給、歩合給等の単価、歩合率の変更
- (オ) 住宅手当、役付手当等の固定的な手当の追加、
支給額の変更

●演習問題 3

次のうち、随時改定が行われるのはどの事例でしょうか。

1. 受注量の増大に伴い、従業員の残業が多くなり、残業手当が大幅に増加した。結果として、現在の標準報酬月額より2等級以上高くなった。

→随時改定は行われません。

2. 4月支給の給与から基本給が1,000円昇給した。3月以前に比べると、4月以降は、たまたま残業手当が多かったため、残業手当を含めて計算すると、現在の標準報酬月額より2等級以上高くなった（昇給額はわずかだが、残業手当を含めると2等級以上高くなった）。

→随時改定に該当します。

3. 4月支給の給与から基本給が3,000円昇給した。3月以前に比べると、4月以降は、たまたま残業手当が非常に少なかったため、残業手当を含めて計算すると、逆に、現在の標準報酬月額より2等級以上低くなった（昇給したが、逆に給与の総支給額が2等級以上低くなった）。

→随時改定は行われません。

●「昇給したが2等級以上低くなった」「降給したが2等級以上高くなった」

次の場合は、随時改定の対象とはなりませんので、届出は不要です。

- (1) 固定的賃金は上がったが、変動後引き続いた3か月分の報酬の平均額による標準報酬月額が従前より下がり、2等級以上の差が生じた場合
- (2) 固定的賃金は下がったが、変動後引き続いた3か月分の報酬の平均額による標準報酬月額が従前より上がり、2等級以上の差が生じた場合

		↑…増額 ↓…減額					
報酬	固定的賃金	↑	↑	↓	↓	↑	↓
	非固定的賃金	↑	↓	↓	↑	↓	↑
3ヵ月の平均額（2等級以上の差）		↑	↑	↓	↓	↓	↑
月額変更届の必要		あり	あり	あり	あり	×	×

変動の原因である「固定的賃金」と変動の結果の「3ヵ月の平均額」の矢印が同じ向き
のとき随時改定が必要です。
逆の向きの場合は随時改定に
は該当しません。

【参考】公的年金の普及・啓発動画

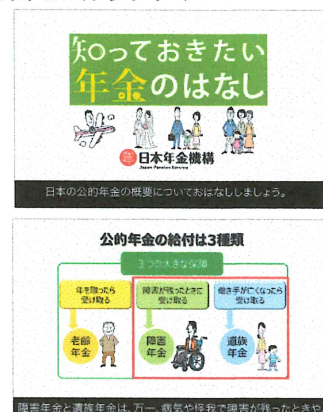
公的年金制度の普及・啓発を図るため、厚生労働省や日本年金機構では様々な動画を作成しています。その一部をご紹介します。

知っておきたい年金のはなし

知っておきたい年金のはなし（冊子）の内容をわかりやすく解説した動画です。

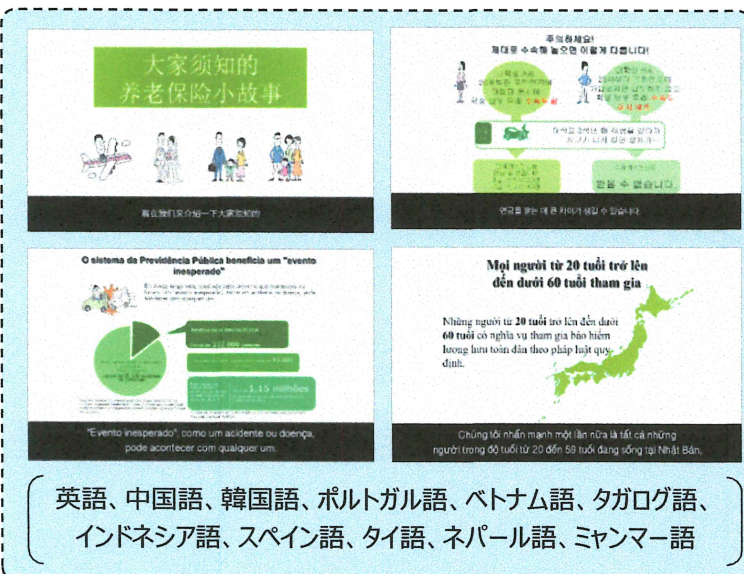


（冊子）



【約24分】

【外国語版11言語（それぞれ15分前後）】



英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、インドネシア語、スペイン語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語

国民年金ってホントに必要なの！講座

公的年金制度のメリットや国民年金保険料の納付方法および免除・猶予制度について説明した全3話のアニメーション動画です。主人公ショウ君と家族の会話を通じて、公的年金制度を気軽に知ることができますので、ぜひご覧ください。

【第1話 老後の暮らしに安心を】



【第2話 若い皆さんのものの時に安心を】



【第3話 初めての国民年金】

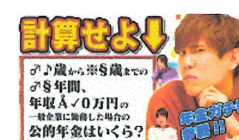


QuizKnockによる年金クイズ動画

厚生労働省とQuizKnockで年金について学べる動画を作成しました。年金の種類、物価の変動に関する問題等、年金についてクイズ方式で楽しく学ぶことができます。



【第1弾（約15分）】



【第2弾（約18分）】



【第3弾（約24分）】



【第4弾（約24分）】

ここでご紹介した動画は、機構HPに掲載しています。
右の二次元コードまたは以下のURLからご覧ください。
「年金について学ぼう」

<https://www.nenkin.go.jp/service/learn/index.html>



【参考】「わたしと年金」エッセイ

「わたしと年金」エッセイの募集

日本年金機構は、厚生労働省と協力して、11月を「ねんきん月間」、11月30日（いいみらい）を「年金の日」とし、皆さまに年金制度に対する理解を深めていただくため、公的年金制度の普及や啓発活動を展開しています。

この取り組みの一環として、広く皆さまから公的年金をテーマにしたエッセイを募集※しています。
※毎年度6月1日～9月上旬の間募集しています。

これまでの受賞作品を機構HPに掲載しています。
それぞれ以下の二次元コードまたは以下のURLからご覧ください。

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/essay.html>



「わたしと年金」エッセイアニメーション動画

「わたしと年金」エッセイの受賞作品をアニメーション化し、日本年金機構ホームページに掲載しています。
年金について学生の方や現役世代の方の体験談のエッセイを動画としていますので、ぜひご覧ください。

以下の二次元コードまたはURLからご覧ください。

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/animation.html>

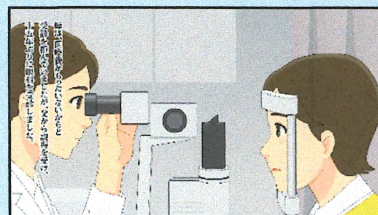


「わたしと年金」エッセイアニメーション動画特設案内ページ

【令和6年度 厚生労働大臣賞】



【令和6年度 日本年金機構理事長賞】



【参考】年金のお問い合わせ窓口・日本年金機構公式SNSのご案内

年金のお問い合わせ窓口のご案内

日本年金機構には、年金記録の確認や年金見込み額の試算ができる「ねんきんネット」や、よくあるお問い合わせについてチャット形式で24時間相談できる「ねんきんチャットボット」等のオンラインサービスのほか、「ねんきんダイヤル」や「ねんきん加入者ダイヤル」等の電話での相談窓口や、「年金事務所」等の対面での相談窓口があります。

日本年金機構ホームページには、これらのサービスを一覧にした「年金のお問い合わせ窓口一覧」をご用意しています。

年金に関する手続きや相談を行う際に、ぜひご利用ください。

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/madoguchi-ichiran.html>

年金のお問い合わせ窓口一覧特設案内ページ



日本年金機構公式SNSのご案内

日本年金機構では、X（旧Twitter）及びFacebookを活用して、公的年金に関する制度周知、各種手続き、お送りする通知書の情報など、お客様のお役に立つ様々な情報を発信しています。ぜひフォローしてご利用ください！



日本年金機構公式X
(@Nenkin_Kikou)

年金制度全般に関する発信

https://x.com/Nenkin_Kikou



日本年金機構公式
Facebookページ

年金制度全般に
関する発信

<https://www.facebook.com/profile.php?id=61575964302278>



英語・やさしい
日本語での発信

<https://www.facebook.com/profile.php?id=61576205463510>



年金のお問い合わせ窓口一覧

年金のお問い合わせ窓口をご案内します。

オンラインサービス

年金について知りたい方

ねんきんネット
ご自身の年金記録の確認や将来受け取る年金見込み額の試算ができます

年金Q&A
年金に関する質問の回答をキーワード検索で探せます

ねんきんチャットボット
よくあるお問い合わせについてチャット（対話）形式で相談できます（24時間対応）

動画（YouTube）
年金の制度や届出方法について動画で確認できます

外国語ページ／Language
年金に関する説明やお知らせをいろいろな国の言葉やわかりやすい日本語で確認できます

上記のほか、機構公式XやFacebookで各種制度や通知書の情報などを発信しています。ぜひ、フォローいただき、ご利用ください。

手続きをしたい方

個人向けサービス
国民年金や年金の受け取りに関する手続きができます
また、源泉徴収票などの通知書を電子データで受け取れます

事業所向けサービス
健康保険・厚生年金保険の手続きができます
また、社会保障料額などの情報を電子データで受け取れます

電話

電話での相談窓口
電話での相談は、相談内容に応じた各種ダイヤル（ねんきんダイヤル、ねんきん加入者ダイヤル等）で受け付けています

対面

対面での相談・手続き窓口
対面での相談は、全国の年金事務所・街角の年金相談センターで受け付けています

【参考】公的年金シミュレーターについて

厚生労働省では、働き方の変化に応じて、将来受給可能な年金額を簡単に試算できるツール「公的年金シミュレーター」を提供しています。ねんきんネットを利用できない20歳未満の方でも利用することができますので、ぜひご利用ください。

簡単でスムーズな操作性

▼ID・パスワードの取得不要です。

▼「ねんきん定期便」の二次元コードを読み込むことで、過去の加入記録の入力が不要で手軽に試算できます。

▼個人情報 は記録されず、画面を閉じると、データは消去されるため、安心して利用できます。

▼税・社会保険料額の試算機能を搭載済です。

ねんきん定期便のイメージ



税・社会保険料額試算の画面イメージ

税・社会保険料額の試算	
令和8年度東京都新宿区の参考例(年額)	
所得税	0万円
介護保険料	9万円
国民健康保険料(税)	13万円
住民税	4万円
合計	26万円

老齢年金受給開始時点の税・社会保険料額の試算です。

税・社会保険料額の試算結果は、老齢年金収入のみに基づいて算定した「概算」であり、実際とは異なります。

税・社会保険料率等は市区町村で異なるため、加入先の市区町村へお問い合わせください。

老齢年金・障害年金・iDeCoの試算機能

公的年金シミュレーターでは、以下3つの試算ができます。

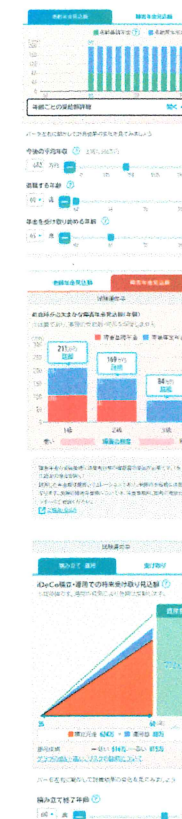
・老齢年金では、就職・転職、老齢年金を受給しながら働く等、働き方の変化にあわせた将来の見込額

・障害年金では、加入制度や期間に応じた等級ごとの見込額

・iDeCoでは、設定した積み立て期間・掛金額・運用利回り・受け取り開始年齢による将来の受け取り見込額

試算結果画面では、スライドバーを動かすことで、年金額の変化が一目で確認できます。

※試算結果画面はイメージです。



公的年金シミュレーターについては、こちらの二次元コードからアクセスください。⇒

(<https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp/>)

試算ページ

